

令和6年教育委員会第9回臨時会会議録

開会日時 令和6年9月26日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時00分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子
同職務代理者 谷部 憲子
委 員 井口 信二
委 員 上原 有美江
委 員 壺内 明
委 員 田中 健

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	山崎 淳	・学校環境整備担当課長 兼 学校施設担当課長	尾崎 隆夫
・学務課長	羽田 顕	・教育指導課長	谷合みやこ
・学校教育推進担当課長	江川 泰輔	・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信
・総合教育センター管理担当課長	土居 真喜	・統括指導主事	青木 大輔
・統括指導主事	田辺 留美子	・地域教育課長 兼 放課後支援課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	柏原 正彦	・生涯スポーツ課長	宮木 亮
・中央図書館長	新井 秀成	・副参事（法規担当）	小山 利之

書記 ・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 谷部 憲子 委員 井口 信二
以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和6年教育委員会第9回臨時会を開催いたします。

次に、本日の会議録の署名は、私に加え、谷部委員と井口委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。本日は議案が1件、報告事項等が4件でございます。

それでは、議案第59号「葛飾区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

○**教育指導課長** それでは、議案第59号「葛飾区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

このたび、児童手当法の改正により、特例給付が撤廃されることに伴い、所要の改正をするものでございます。

資料の2枚目をご覧ください。新旧対照表でございます。改正内容につきましては、特例給付について記載されております児童手当法附則第2条及び第3条の規定の文言の削除となっております。なお、第2条につきましては、所得制限を超えるものは1子当たり1万円から1万5,000円を支給する児童手当ではなく、1子当たり5,000円を支給する特例給付を行う旨が記載されており、第3条につきましては、特例給付は平成24年6月から適用される旨が記載されており、これは平成24年4月に所得制限がない子ども手当から、所得制限がある児童手当へ制度変更となった際、平成24年4月及び5月については、所得制限を超えるものでも特例給付ではなく、児童手当を支給すると国が定めた条文でございます。

これら第2条及び第3条の規定の文言を削除するというところでございます。

本改正につきましては、令和6年10月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第59号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第59号について原案のとおり可決といたします。

以上で議案等を終わります。

続きまして、報告事項等に入ります。

報告事項等の1「義務教育に係る費用の一部無償化について」の報告をお願いします。

学務課長。

○**学務課長** それでは、私から「義務教育に係る費用の一部無償化について」の説明を申し上

げます。

まず1「概要」でございます。現在、義務教育期間におけます公立学校での授業料や教科書代は無償とされていますが、本区の区立学校におきましては、その他の修学旅行費、移動教室等に係る費用や副教材等の費用は保護者負担としているところでございます。

このため、これらの費用の一部を無償化いたしまして、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図るというものでございます。

次に2「無償化の対象」でございますけれども、一つ目は「修学旅行及び宿泊を伴う校外活動に係る経費」ということで、修学旅行及び岩井臨海学校と日光林間学校、現在みなかみで行っている移動教室に係る費用を無償化するとしてございます。

二つ目は「副教材等に係る経費」ということで、学校で使用しております副教材等のうち、ドリルや資料集、理科実験キット等特定の品目に係る費用を無償化するとしてございます。

3「経費見込み額」については、7億100万円でございます。内訳は記載のとおりでございます。

裏面をご覧ください。4「義務教育期間を通じた児童・生徒1人当たりの負担軽減額」についてはおおよそ21万7,000円と見込んでいるところでございます。5「実施開始時期」につきましては、記載のとおり令和7年4月からの実施を予定してございます。

6「その他」といたしまして、都立・国立特別支援学校に通学し、本区の区立学校に副籍を置いている児童・生徒の取り扱いにつきましても併せて検討を行いたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いしたいと存じます。

壺内委員。

○壺内委員 区長の教育に対する情熱がひしひしと伝わってきました。教育長をはじめ、教育委員会事務局の職員の方にも敬意を表したいと考えております。

物価が高騰している現状において、修学旅行や校外学習の交通費、宿泊費の無償化を23区の先陣を切って決断されたということで、葛飾区が教育先進区として他区から羨望の眼差しで見られていることは事実でございます。私宛てにも何回か問合せが来ました。義務教育期間の9年間ということで、とても大きい額なのかなと考えております。

貴重な税金が使われていますので、このありがたみを校長会や研修会などいろいろな場で伝えていただきたいと思います。マンネリ化すると怖いです。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

井口委員。

○井口委員 この件がプレス発表されたときに、私宛てにもいろいろな地区の校長さんたちか

ら「葛飾区はすごいね」「他の地区からすると羨ましい」というような感想が入ってきています。

一つ質問したいのは、それぞれ経費の上限を設ける予定はあるのかということです。例えば修学旅行は目的地や交通手段によって金額が異なりますので、学校ごとに差が開く可能性があります。それは税金を使っている以上、どうなのかなと考えられるのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 修学旅行につきましては、学校ごとに行き先や費用がそれぞれ異なる形になっておりますが、現状どの学校も1人当たり7万円程度の金額がかかっているところでございます。細かい経費の内訳は学校によって異なるところではあるのですけれども、今回の想定ですと、7万円に現在みられる宿泊費などの高騰を加味して、1人当たり8万円を見込んでいるところでございます。

そのほか、林間学校や移動教室につきましても、子どもたちが体験する内容によって費用が異なっているところです。そちらの費用につきましても精査をいたしまして、ある程度統一性を持たせた上で進めていきたいと考えているところでございます。

○教育長 副教材等につきましても対象となる品目や上限額を定めたいうで、その範囲で学校が主体性をもって判断できるよう検討しているところでございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 これは一般的な問題なのだけれども、自分の目の前にお金がなかったり、内容がわからなかったりするとありがたみを感じない傾向があると思います。葛飾区の保護者の方と少しお話をさせていただきましたが、修学旅行の費用が無償化されることはご存じなのです。でも、当たり前のような感覚になっていて、税金を使っているという意識がない。ましてや、これから学校に入学する子どもたちの親御さんは最初から無償化されている状態なので、より当然のように思ってしまうのではないのでしょうか。それが不安だなと私は思ってしまったのです。

ですから、先ほど壺内委員もおっしゃったように、校長会でもお話してほしいし、実際に修学旅行にかかっている費用を認識させる必要があるのではと思うのです。無料になることが当然になってしまうことに対する不安があるので、何か工夫を考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育長 井口委員。

○井口委員 あわせて、今までだと学年だよりなどに教材費の総額と内訳を載せて引き落としの案内をしていたと思うのですが、同じように区費で賄われるという表示があってもいいのかなと考えます。

○教育長 教育次長。

○教育次長 ただ今のご質問、ご意見でございますけれども、今回の無償化に当たっては、学校給食費と同様、保護者の方に補助金として支給をし、その手続を学校長に委任していただくという方法をとる予定です。保護者の方から補助金の申請書と校長に手続を委任するという委任状を出していただくので、その際に金額についても一緒に周知ができると思っております。もう一つ、副教材についてなのですけれども、今回、ある程度それぞれの学校で共通している品目を選定しようと思っておりますが、学校ごとで取扱いがまちまちになってもいけませんし、保護者の方にも何が無償化されているのかということはきちんと周知する必要があると考えております。学校に対してはもちろん、保護者の方にも無償化の内容については誤解等のないようにきちんと周知をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。私に対しても他区の保護者の知り合いから「葛飾区、すごいね」という反響がありました。私も保護者として直接的に恩恵にあずかる身ですので、感謝申し上げます。

今、おっしゃっていただいたように、保護者さんには当たり前だと考えてほしくないと思っていましたので、今の施策については承知いたしました。

別の視点になりますが、メディア等で発表されている、いわゆる「子育てしやすいまちランキング」にて葛飾区が上位にいるという報道をよく見ます。今回の施策はそこに対してもプラスになるのではないかなと思いました。

そういったランキングに対しての葛飾区からの働きかけなどがもしあれば、伺いたいのですけれども。

○教育長 教育次長。

○教育次長 おっしゃっていただいたランキングにつきましては、恐らくそれぞれの媒体で基準、質問項目を決めておまして、それに対して各自治体が回答し、その内容に基づいてランク付けをするというのが一般的な手法でございます。そこに特記事項欄のようなものがあれば記載することが可能だとは思いますが、こちらから積極的に「こんなことをしていますよ」というPRは特にしておりません。そういう意味では区長の定例会見等で発表するというのが、対外的には最大のPRかなといったところでございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 承知しました。ありがとうございます。プレスも打っていただいていますし、区長の会見などはマスメディア等が情報をキャッチアップされると思うので、より子育てしやすいまちとして認知されるといいなと思いました。ありがとうございます。

○**教育長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の1を終わりいたします。

次に、報告事項等の2「令和6年度夏季休業中の児童・生徒の活動状況について」の報告をお願いします。

教育指導課長。

○**教育指導課長** それでは、「令和6年度夏季休業中の児童・生徒の活動状況について」ご報告いたします。

この夏季休業期間、令和6年7月20日から9月1日に行われました大会及びコンクール等において活躍した区内小・中学校の児童・生徒の活動状況の報告でございます。

これらの情報は、令和6年10月発行予定の「かつしかのきょういく」（第155号）にも掲載される予定でございます。

別紙1ページの小学校体育の団体をご覧ください。全国大会優勝のサッカーチーム「柏レイソル（U-12）」には、梅田小学校の児童が所属しております。また、昨年度に続き、チアダンスの地域クラブ、チームも全国の上位入賞を果たしております。

また、2・3ページに記載している小学校体育の個人では、世界大会に出場し、成績を残した児童もいます。そして、少林寺拳法、剣道、空手道等の大会、格闘技の大会にも多くの児童が出場し、活躍しております。

そして、4ページ、中学校体育の団体では、野球・サッカーの活躍が目立つとともに、立石中学校剣道部については男女ともに関東大会に出場しております。

そして、5ページから7ページに記載している中学校体育の個人の部では、ボクシングの全国大会での準優勝をはじめ、水泳・陸上競技で全国大会に出場するなど、多くの生徒が活躍いたしました。

また、8ページ及び9ページに記載している小学校の文化的活動でも、書写・書道・ピアノの分野で多くの児童が活躍しております。

そして、10ページ及び11ページに記載している中学校の文化的活動におきましては、昨年度に続き全国放送コンテストにおきまして金町中学校の生徒がアナウンス部門で優秀賞、同中学校のアナウンス部がテレビ番組部門で優良賞を受賞しました。そして、各校の吹奏楽部も活躍しております。

そして、12ページ、ボランティア部門におきましても、地域の様々な行事に積極的に参加していることが伺えます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりいたします。

次に、報告事項等の3「一般財団法人キッズチャレンジ未来との協定書等について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 続きまして、報告事項等の3「一般財団法人キッズチャレンジ未来との協定書等について」のご説明をいたします。

本件につきましては、令和6年6月11日開催の文教委員会におきましてご意見のありました、一般財団法人キッズチャレンジ未来との協定及び東金町運動場第二管理棟の賃貸借契約につきまして、確認した事項及び今後の対応について報告を申し上げます。

まず1「一般財団法人キッズチャレンジ未来との協定について」の(1)「協定締結の目的」でございますが、FCバルセロナオフィシャルスクールを通じまして、本区のスポーツの振興及び地域活性化を図ることとしてございます。

次に、(2)平成27年1月30日の協定締結当時からの変更点でございますが、次の表のとおり3点ございます。

一つ目は、事業名につきまして、平成30年7月から「バルサアカデミー葛飾」に変更となったこと。二つ目は、使用施設につきまして、令和元年6月から水元総合スポーツセンター多目的広場が加わったこと。三つ目は、運営体制につきまして、令和5年4月から一般財団法人キッズチャレンジ未来と株式会社Amazing Sports Lab Japanとの共同運営に変わったことでございます。

(3)「今後の対応」でございますが、まずアの「事業名」につきましては、「バルサアカデミー葛飾」と協定書の事業名を変更いたします。次のページをご覧ください。イの「協定締結者」につきましては、葛飾区、一般財団法人キッズチャレンジ未来及び株式会社Amazing Sports Lab Japanの3者による協定へ変更いたします。ウの「水元総合スポーツセンター多目的広場の使用」につきましては、当該施設は、協定書において使用を保障しているものではございませんが、「葛飾区体育施設指定管理者が特に認める貸切り使用申請を申請期間前に受け付ける件に関する基準」に定める要件に合致いたしますことから、同基準に該当する他団体との事前調整の上、使用申請を受け付けているものでございます。当該施設で実施しているスクールにつきましては、東金町運動場に統合できないかを協議中でありまして、今回、協定書に盛り込むことは見送ることといたしたいと思っております。

ただいま説明をさせていただいた変更内容を反映した協定書の新旧対照表(案)につきましては、2枚おめくりいただいた別紙にまとめてございます。

お手数ですが、また2ページへお戻りいただきまして、次に2の「東金町運動場第二管理棟の賃貸借契約について」、(1)「賃料算定の考え方」でございます。東金町運動場第二管理

棟は組立倉庫といたしまして備品登録をしておりますが、その用途が事務所及び倉庫であることから、その用途を建物とみなしまして「行政財産の使用許可に伴う土地・建物使用料の計算方法について」を準用した計算式を用いまして賃料を算出しております。なお、計算式中の財産台帳記載の建物価格は、第二管理棟に対して区が負担する経費としているところでございます。

次に（２）「賃料の算定経過及び根拠」でございますが、次の表にまとめてございます。まずは平成25年3月1日から平成29年3月31日までは記載の計算式により、月額8万2千700円で一般財団法人キッズチャレンジ未来と賃貸借契約を締結していたものでございます。その根拠といたしましては、葛飾区物品管理規則におきまして、備品に関する賃料の算出方法が定められていないことから、先ほど説明させていただいた計算方法を準用いたしまして、賃料を算出したものでございます。なお、計算式にある財産台帳記載の建物価格は、区が負担するトレーラーハウス事業者との間で締結をしました賃貸借契約の契約総額としていたものでございます。

次のページをご覧ください。次に、平成29年4月1日から平成31年3月31日までは、記載の計算式によりまして、月額4千400円で賃貸借契約を締結したものでございます。その根拠といたしましては、平成29年3月31日付で区とトレーラーハウス事業者との賃貸借契約が終了しまして、区へ無償譲渡を受けたことに伴い、区が負担する日常整備費及び保守点検費の実費分を財産台帳記載の建物価格として賃料を算出していたものでございます。

次に、平成31年4月1日から令和6年3月31日までは、記載の計算式により月額2千200円で賃貸借契約を締結していたものでございます。その根拠といたしましては、日常整備費を一般財団法人キッズチャレンジ未来が行うこととしたことにより、区が負担する経費が減少したことに伴う賃料の変更を行ったものでございます。

次に、（３）本件に関する「今後の対応」でございますが、アの「方針」といたしまして、次期賃貸借契約に向けた賃料の改定を検討してまいります。イの「検討に当たって考慮すべき事項」といたしましては、①当該地域における賃貸物件の一般的な賃料相場、②バルサアカデミー葛飾の本区への貢献を考慮した賃料改定の検討を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わります。

次に、報告事項等の4「区政一般質問要旨令和6年第3回区議会定例会」の報告をお願いします。

教育次長。

○教育次長 それでは、私から9月11日及び12日に開催されました令和6年第3回定例会本

会議における一般質問のうち、教育委員会に係る質疑内容につきまして、概要をご報告いたします。

初めに、みらい、小川ゆうた議員のご質問でございます。まず、水泳指導についてより確実に移行していくためにどのように取り組んでいくのかとのご質問に対して、課題への対応を含め実施計画の更新を図り、全小学校が移行できるよう取り組んでいく旨を答弁いたしました。

次に、学童保育クラブの待機児童対策についてのご質問に対して、今年度実施している「かつしかプラス」の効果を述べた上で、待機児童が発生している学童保育クラブについては、運営法人と協議を進めていること、今後も関係各課や関係団体等と検討を進めていくことなどを答弁いたしました。

次に、子ども会単独のイベントへの支援について、区から葛飾区子ども会育成連合会への働きかけを求めるとのご質問に対して、区の補助制度について現状をご説明した上で、それぞれの子ども会がどのような支援を必要としているのかお話を伺っていく旨を答弁いたしました。

続きまして、自民党、梅沢とよかず議員のご質問でございます。まず、不登校の解決に向けてどのように進めていくのかとのご質問に対して、不登校対策の現状をご説明した上で、必要に応じ福祉や医療の関係機関とも連携・協力し、個に応じた一貫した支援を行うことができるよう体制を確かなものにしていく旨を答弁いたしました。

次に、フリースクールや民間団体などと連携した不登校対策についてのご質問に対して、本区では「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」の中で対応の指針を示していること、学校教育法施行規則が改正され、欠席中の学習成果を評価し、成績に反映できることが法令上明確化されたことなどもご説明した上で、今後も学校外の期間や自宅等での学習を適正に評価することで支援を進めていく旨を答弁いたしました。

次に、デジタル技術を活用した学習支援を検討し、不登校児童・生徒の学力問題を解決することが、復学を目指す上でも有効と考えるが見解を伺うとのご質問に対して、ふれあいスクール明石や各学校での取組をご紹介した上で、令和7年度から「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」を利用できるよう準備を進めていることなどを答弁いたしました。

次に、不登校による不利益を排除し、学校における支援を検討すべきとのご質問に対して、不登校児童・生徒の学習評価の取扱いについて、法令上明確化されたことを踏まえ、各学校に対して児童・生徒の努力を適切に評価するよう指導していくこと。また、学校での健康診断未受診者への対応などをご説明し、引き続き可能な限り不利益が生じることのないよう対策を進めていく旨を答弁いたしました。

続きまして、公明党、清水こういち議員のご質問でございます。まず不登校児童・生徒数増加の現状と対策についてのご質問に対して、不登校児童・生徒数及び対応の現状をお示した上で、各学校がスタンダードに示した取組を確実に進めるよう指導・助言していくこと、令和

8年度までに中学校全校に校内サポートルームを設置していくことなどを答弁いたしました。

次に、特別支援学級に在籍している児童・生徒数を明らかにし、各学校の状況を把握することが不登校対策の強化につながると考えるが、見解を伺うとのご質問に対して、特別支援教室や特別支援学級に通っている児童・生徒のうち、不登校になっている人数及びその要因をお示しした上で、現在行っている個別支援の内容も分析しながら、現状把握と課題、対応策について検討していく旨を答弁いたしました。

次に、特別支援学級に在籍している児童・生徒もふれあいスクール明石に申し込みできるようにすべきと考えるが、見解を伺うとのご質問に対して、現在の取扱いと受入れに当たっての課題をご説明した上で、改善に向けた検討を進めていく旨を答弁いたしました。

次に、教育活動や副教材の無償化について、学校の特色や独自性が失われることのない制度設計とすべきと考えるが、見解を伺うとのご質問に対して、修学旅行等については、一定の金額の範囲の中で各学校が行き先や内容を決定できるように、副教材については、無償化する品目と合計金額の上限額を定め、その範囲内で学校ごとに選定することが望ましいと考えており、各学校の特色を生かした教育活動が継続できるよう検討を進めていく旨を答弁いたしました。

次に、学童保育クラブの待機児童解消に向けた取組を加速させていただきたいと考えるが、見解を伺うとのご質問に対して、学童保育クラブや夏季一時学童保育クラブ、わくわくチャレンジ広場などの放課後支援事業で、児童が安全・安心に放課後を過ごせるよう、関係各課、関係団体等と事業展開について検討を進めていくことを答弁いたしました。

続きまして、区民連、中村けいこ議員のご質問でございます。まず、学校プールでの水泳授業の熱中症対策及び夏季休業期間中における水泳教室の実施状況についてのご質問に対して、学校プールでの水泳授業については日陰づくり、こまめなプールサイドへの水まき、水分補給などの熱中症対策を行っていること、今年の夏季休業期間中は14校が水泳教室の実施を予定していたが、4校が猛暑の状況を踏まえ、全日程を中止したことなどを答弁いたしました。

次に、水泳指導を屋内温水プールへ移行する意義と全小学校移行に向けた今後の道筋について考えを伺うとのご質問に対して、雨天や低温に加え、猛暑により計画的な水泳指導が難しくなっていることから、屋内温水プールへの移行を進めていること。ここ数年、猛暑日が増えていることも踏まえ、今後の水泳指導の実施方法に関する方針の実施計画を全校移行の道筋を示した計画へと更新を図っていくことなどを答弁いたしました。

25ページから28ページは、(仮称)お花茶屋地区屋内温水プールに関する内容となります。まず第1回説明会での意見・要望をどのように受け止めているのかとのご質問に対して、説明会開催の経緯及び頂いたご意見を説明した上で、基本設計をまとめるに当たっては、頂いた声をしっかりと受け止め、住環境への影響も考慮しながら進めていくことなどを答弁いたしました。

次に、施設の有効活用を図るための整備方針と運用の考え方についてのご質問に対して、本施設は屋内温水プールに加え、多目的ホールを整備する予定としていること。学校の利用時間外は、区民の方々が利用できるよう運用していくことなどを答弁いたしました。

次に、施設の防災機能についてのご質問に対して、地域からのご意見を伺い、危機管理部門とも調整を図りながら検討を進めていく旨を答弁いたしました。

次に、本区では子どもと保護者を取り巻く課題等について研究した事例はあるか、また予定はあるかのご質問に対して、本区では荒川区のような研究事例はないこと、今後は他自治体の事例も情報収集した上で、必要性について検討していく旨を答弁いたしました。

次に、自然体験活動に取り組んでいる団体に対する助成、また地域活動に参加できるようなバウチャーの支給についての見解を伺うのご質問に対して、自然体験活動団体や個人への支援の在り方については、活動団体が多様なこと、バウチャーについても検討すべき課題が多いため、先進自治体の事例も調査しつつ、研究していく旨を答弁いたしました。

次に、学校教育や地域活動の中で、取り組んできた子どもたちの体験活動の成果・課題認識を伺うのご質問に対して、学校教育や地域活動における自然体験活動の事例をご紹介した上で、より一層の充実を図るため改善点について関係団体と意見交換していく旨を答弁いたしました。

次に、障害のある子どもたちや生育環境に事情がある子どもたちの自然体験やスポーツ活動などに気軽に参加できる環境を提供すべきのご質問に対して、「パートナーアニマル」や「かつしか少年キャンプ」、地域スポーツクラブなどでの取組をご紹介し、今後も引き続き取り組んでいくことを答弁いたしました。

続きまして、共産党、中村しんご議員のご質問でございます。まず、「かつしかプラス」の利用者を待機児童数からなぜ除いたのかのご質問に対して、東京都に確認したところ、待機児童数から除くことができるとの見解が示されたため、除くこととしたことを答弁いたしました。

次に、学童保育クラブについては学校内だけでなく緊急増設すべきで、その際は法人任せでなく、公設公営も含めるべきのご質問に対して、昨年度からの私立学童保育クラブの新設状況をご説明した上で、今後も民間事業者と連携しながら事業を進めていく旨を答弁いたしました。

次に、学校内に屋内温水プールを設置すべきのご質問に対して、新宿に整備する屋内温水プールの経緯や説明会について、及びお花茶屋の屋内温水プール建設予定地についての考え方を答弁いたしました。

次に、広島・長崎への修学旅行を積極的に推奨することのご質問に対して、広島・長崎を訪れ平和について考えることの教育的価値を評価した上で、修学旅行については各学校が行き

先を決めており、教育委員会として広島・長崎を推奨する考えはない旨を答弁いたしました。

次に、旧教育資料館の修繕・公開及び終戦 80 年特別展示会についてのご質問に対して、旧教育資料館公開終了の経緯をお示しした上で、再公開及びそのための修繕を行う予定はないこと。また、既に葛飾と戦争というコンセプトの常設展示を行っていることから、特別展示会については必要性も含めて検討する旨を答弁いたしました。

続きまして、無所属、むらまつ勝康議員のご質問でございます。まず、エレベーターを設置しない学校に車椅子利用の児童・生徒が入学してきた際の対応はどのように考えているのかとのご質問に対して、エレベーター未設置の学校で車椅子を利用する場合は、可搬型階段昇降機を配備すること。その際には、検収を十分に行い、安全な利用の徹底を図っていることなどを答弁いたしました。

次に、小・中学校トイレの洋式化を推進すべきとのご質問に対して、現在、学校全体の約 80% が洋式トイレとなっていること。今後、全体計画を策定し、完全洋式化を推進していくことなどを答弁いたしました。

続きまして、自民党、池田ひさよし議員のご質問でございます。まず、青木区長の教育に関する施策の成果及び課題についてのご質問に対して、これまでの取組をお示しした上で、成果の大きかったものとして、学校給食の完全無償化や英語教育の充実などを挙げました。また、課題としては学力の向上や幼児教育の充実を挙げ、引き続き誰一人取り残すことのない教育施策を推し進めていくと答弁いたしました。

次に、教育長としてどのように教育施策の検証を行ってきたのか、その中で成果を上げた施策を伺うとのご質問に対して、教育委員会における事務事業の点検評価の仕組みをお示しした上で、区独自で実施している学習状況・学習意識調査の結果などを成果として答弁いたしました。

次に、改善や改革が必要と感じている施策についてのご質問に対して、これまでの教員の働き方改革の取組をご紹介し、基本的な改革は国や東京都の対応を待たざるを得ないが、教員が学びの専門職として、能力を最大限に発揮できる職場環境とするため、区としてできる範囲で着実に取り組んでいく旨を答弁いたしました。

次に、スポーツ振興について区長はどのような現状認識をお持ちなのかとのご質問に対して、年代や障害の有無にかかわらず、47 万人全ての区民がスポーツに親しめる環境を実現することは重要であるとの認識を示した上で、これまで多くのスポーツ施設を整備し、その結果、日頃からスポーツをしている区民の割合は上昇している。引き続き、時代にあったスポーツ振興に努めるとともに、取組を広く発信することで、健康で元気なかつしかづくりを推進していく旨を答弁いたしました。

次に、葛飾区スポーツ推進基本計画の策定及び葛飾区スポーツ振興検討委員会についてのご

質問に対して、教育委員会では葛飾区スポーツ推進計画を策定していること。また策定に当たっては、計画策定委員会を設置するとともに、スポーツに関する意識調査を実施し、広く区民の意見を反映したこと。事業の検証については、毎年事業の点検・評価を行っており、引き続きスポーツ振興に取り組んでいくことなどを答弁いたしました。

次に、名称変更後の保田しおさい学校の分析や成果検証、今後の方向性についてのご質問に対して、保田しおさい学校の経過、現状及び成果をご説明した上で、検討組織の設置については児童数の推移を見極めながら検討していく旨を答弁いたしました。

次に、水泳指導とプールの在り方について、区長の見解を伺うのご質問に対して、学校プールの在り方については、かねてより検討する必要があると考えており、教育長にも話していたこと。それを踏まえ、総合教育会議の中で、教育委員会から提案を受け、計画的な実施に加え、指導の充実が図られることから、進めるべきと判断したこと。引き続き、教育委員会と連携して、屋内温水プールの水泳指導を推進していくことなどを答弁いたしました。

次に、民間プールを活用した水泳指導の課題と解決策についてのご質問に対して、請願の議論を踏まえると民間等施設との調整やバスの確保、学校プールの熱中症対策が課題であり、改善策として区が整備する施設と民間等施設の適正な活用頻度の検討、バスの調達方法の見直し、熱中症対策の検討をしていくことなどを答弁いたしました。

次に、学校プールの解体経費及び区の財政に与える影響について見解を伺うのご質問に対して、プールの解体経費についてご説明した上で、解体は一般財源での対応となることから、教育環境の改善が見込まれる場合を優先して、順次対応していくことを答弁いたしました。

次に、総合教育センターの機能の現状と課題、施設面の課題と今後の対応策についてのご質問に対して、総合教育センターの役割及び実施事業についてご説明した上で、課題として校内サポートルームの機能の充実やふれあいスクール明石の機能強化、新小岩中学校内に2カ所目となるにほんごステップアップ教室を開設することなどを挙げました。また、当該センターは平成30年に大規模改修工事を行っていることから、当面は現施設で運営をする旨を答弁いたしました。

67 ページから 70 ページは文化財関係等の保管場所についてのご質問でございます。まず、収蔵品等の保管場所及び旧明石小学校で保管している物品についてのご質問に対して、収蔵品の保管場所をご紹介した上で、旧明石小学校については手狭になっていることや総合教育センターの活動場所拡大の可能性があることから、新たな保管場所の確保に向け検討を進めていく旨を答弁いたしました。

次に、収蔵品の管理及び保管庫についてのご質問に対して、収蔵庫は1階と地下に設置されており、耐震性はあるが水害を受ける可能性があるため、浸水が想定される場合は、事前に高所に退避させる対応をとることとしている旨を答弁いたしました。

次に、増え続ける収蔵品の対応について、民間倉庫を借り上げることも検討する必要があるのではないかとのご質問に対して、現在の区有施設だけでは将来的に課題があり、新たな保管場所として民間の倉庫も選択肢の一つとして検討を進めていく旨を答弁いたしました。

次に、特別教室等の開放が進んでいない理由は何かのご質問に対して、特別教室には多くの物品が保管されていること、普通教室には児童・生徒の所有物のほか、学習用の掲示物があり、これらの破損や紛失の恐れがあることが要因である旨を答弁いたしました。

次に、学校施設を地域資源として活用していくべきとのご質問に対して、学校は地域にとっても貴重な施設であるが、地域資源として活用するためには、ハード面の条件整備も必要となること、そのため、学校教育上の制約との整合性も考慮しつつ、開放事業の充実に向け検討していく旨を答弁いたしました。

次に、学校改築の際には、地域や民間の積極的な活用を見据えて、設計を進めるべきとのご質問に対して、学校改築の際には学校改築懇談会を立ちあげ、改築基本構想・基本計画を策定していること。加えて、地域説明会などの機会を通じて、地域開放の際に利用しやすい導線や避難所機能などにも配慮し、設計を進めていることなどを答弁いたしました。

次に、放課後などに校庭でボール遊びができるようにしたらどうかのご質問に対して、校庭では様々な形態の中で子どもたちが活動していることを、具体例を挙げご説明した上で、自由という点では課題もあり、今後、学校施設活用の可能性について検討していく旨を答弁いたしました。

76 ページから 82 ページは西小菅小学校に整備したプールについてのご質問となっております。まず、西小菅小学校のプール設置に係る経緯についてのご質問に対して、工事を続行することを判断した経緯とその時点では、区長に説明は行っていない旨を答弁いたしました。

次に、使わないと分かっているながら設置工事を進めたことについてのご質問に対して、当初から水泳指導でプールを使わないとしていたものではなく、工事の中止を検討した時点では新たな経費の発生や竣工が遅れる見込みもあったことから、工事の続行が合理的であると判断したものである旨を答弁いたしました。

次に、プールをつくったことに教育長はどのような責任を感じているのかとのご質問に対して、今後の水泳指導の実施方法に関する方針の決定前に、工事議案を取り下げることや方針策定を受けて工事を中止し、設計をやり直すという判断は難しかったとの認識を示した上で、政策の大きな転換点にあつて、改築工事や水泳指導の実施方法について、しかるべき時期に明確に整理し説明することができていなかったことについては責任を感じていると答弁をいたしました。

次に、プール設置工事を止めなかった教育委員会の判断及び責任についてのご質問に対して、区長から屋内温水プールを活用して水泳指導を継続するとの判断は、教育環

境の充実という観点から妥当であったと認識していること、プール整備中止についても検討した結果、新たな費用発生や竣工が遅れる見込みがあることから、当時、継続の判断に至ったことはやむを得なかったと考えており、本件は教育委員会にその責任を厳しく問うべき事案には当たらないと考えている旨を答弁いたしました。

続きまして、公明党、岩田よしかず議員のご質問でございます。まず、デジタル採点システムの導入に当たっての学校への支援とシステム活用の効果についてのご質問に対して、システム導入に当たっては、学校や教員によって活用に差が生じないように、運用ルールを定め、周知を図ったこと。活用前に事業者が各学校を訪問し、設定作業や操作方法などの説明を行うなどの支援を行ったこと、また効果として、今まで教員にかかっていた負担が大幅に軽減されることが、期待できることなどを答弁いたしました。

次に、デジタル採点システムの効果について、丁寧に検証していく必要があると考えるが見解を伺うことのご質問に対して、検証の必要性を述べた上で、毎年実施している教員向けのアンケートで効果を検証し、課題が見つかった場合は改善に取り組む旨を答弁いたしました。

次に、デジタル採点システムの効果を最大限に発揮するための連携についてのご質問に対して、デジタル採点システムの機能や活用について教育指導課の指導部門とシステム部門が連携し、学校への周知を図っていくこと。学校に対してはICT支援員も活用し、操作方法の支援などに取り組んでいくことなどを答弁いたしました。

次に、ICT活用の効果を教員の働き方改革や生徒の学力向上につなげていくべきことのご質問に対して、ICTの活用は業務の効率化により、教員の負担軽減を図り、教員が本来的な業務に専念することで、教育の充実を図ることを目的としていること、引き続きICTの活用推進により、子どもたちの学力向上につなげていけるよう、教員の働き方改革に積極的に取り組んでいく旨を答弁いたしました。

続きまして、区民連、うてな英明議員のご質問でございます。まず、教員のモチベーションを高く維持していくための取組についてのご質問に対して、教育委員会では教員の職務を支え、教育の質の向上を図るため様々なスタッフを配置していることや、校務の効率化を図る取組を進めていること、加えて研修の充実や優秀な教員の表彰制度を設け、成果を適正に評価することで意欲向上につなげており、引き続き教育環境の向上に向けた取組を着実に進めていく旨を答弁いたしました。

次に、支援員などの欠員の現状と対策及び支援の拡充についてのご質問に対して、欠員の状況をお示しした上で、今後、学校のホームページなどに加えて「広報かつしか」など他の媒体も活用して欠員解消に努めていくこと。また、配置日数や配置時間の充実については、実態やニーズを踏まえ検討を進める旨を答弁いたしました。

次に、教員の能力を最大限に発揮できる職場づくりについてのご質問に対して、時間外在校

等時間について令和3年度と5年度の比較では減少しており、ICT活用による業務改善や働き方改革に向けた意識改革等が功を奏したものと考えていること。また、メンタルヘルスについては、メンター制度の導入や産業医面接などの手だてを講じており、今後はさらに校長の意識を高め、教員の能力を最大限発揮できる環境づくりに取り組んでいく旨を答弁いたしました。

次に、境界知能に関する研修及び支援員の配置について現状を伺うとのご質問に対して、本年の「特別支援教育基礎研修会」の中で、境界知能の児童・生徒への支援というテーマを取り上げる予定であること。境界知能に限らず、全ての特別な支援が必要な児童・生徒に対する支援のため今年度から小学校全校、中学校10校にクラス支援員を配置していることなどを答弁いたしました。

次に、多くの児童・生徒が授業を理解できる・しやすくなる等、人の配置をはじめとした支援の必要性について見解を伺うとのご質問に対して、障害のある・なしにかかわらず全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業を実現することの必要性を述べ、実現に向けた取組の考え方を答弁いたしました。

次に、子どもたちの人生の選択肢を拡げる取組を検討すべきと考えるが見解を伺うとのご質問に対して、本区の奨学資金貸付や私立高校・大学等入学資金融資事業、国や東京都の負担軽減の制度をご説明した上で、今後も国や東京都の動向も注視しながら支援策を検討していく旨を答弁いたしました。

以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見などございましたらお願いしたいと存じます。よろしいですか。

田中委員。

○田中委員 お疲れさまでした。中村けいこ議員の質問でプールの話があったと思うのですが、夏季の水泳教室については実施予定であった14校のうち、猛暑による安全への影響を考慮して4校が中止されたということについて、ご報告いただきありがとうございます。

水泳教室は子どもにとって楽しみな活動でもあったと思うのですが、2点お伺いいたします。中止した学校の保護者やお子さんから不満の声を聞いていないでしょうか。また、実施した10校については、設備や判断に係る根拠の点で他の学校と何か差があったのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず1点目でございますが、保護者から特段のご意見等はいただいております。特に夏季プールに関しましては、登下校の時間帯が午前中の遅い時間、お昼時にかかったりいたしますので、やはり保護者の意識という点でも、中止について特段のご意見等は頂いておりません。

また、実施した10校に関しましては、例えば学校によっては、遮光シートを子どもたちの待

機場所に設置しているほか、実施回数にも差がございました。来年度に向けましては、熱中症対策や実施判断について一定の考え方をお示しするなど、学校による差が出ないように配慮が必要だと認識しております。

以上でございます。

○田中委員 ありがとうございます。もちろん何かあっては困るので、安全面を一番に配慮しご判断されたことはお察し申し上げます。今お話いただいたように、熱中症を防ぐような設備によって原因が解消できるのであれば、安全に実施できる方法として共有できていくといいのかなと思いました。

引き続きお願いいたします。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議事は全て終了となりますが、その他何かご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で令和6年教育委員会第9回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時00分